

図柄入りナンバープレート等に関する検討会（第6回）

議事概要

1. 日時：令和7年6月17日（火） 15：00～17：00
2. 場所：国土交通省物流・自動車局 第一・第二会議室
3. 出席者：石田勝利委員、石田東生委員、岡安委員、北嶋委員、竹岡委員、寺井委員、
吉田委員（50音順）

4. 議事概要

- (1) 資料2の説明後、議事2について、議論を行った。
- (2) 議事3について、資料1-1、1-2、資料3の説明後、中間取りまとめにおける決定事項と今後の検討課題の議論を行った。資料4中間取りまとめ本文について座長一任とし、座長の了解後にプレスリリースを行うこととした。
- (3) 議事4として資料6の説明を行った。

<議事2 図柄ナンバープレート（地方版）の寄付金の使途について>

- 今後も災害が発生する可能性はあるので、次回導入要綱において図柄ナンバープレート（地方版）の寄付金の使途に災害の復旧・復興支援に資する事業を加えるのが適当ではないか。

<議事3 中間取りまとめ（案）について>

- 中間取りまとめ（案）の概要について、図柄ナンバープレート（全国版）にモノトーン基調図柄を追加する理由として、「派手過ぎず車のデザインにフィットするような」という後ろ向きに捉えられかねない表現は削除し、これまで議論してきたように車のデザインに調和するモノトーン基調のデザインによりユーザーの選択肢を増加・維持するという趣旨を踏まえた表現として欲しい。
- 中間取りまとめ公表にあたり、中間取りまとめの決定事項が地方創生に貢献することやモノトーン図柄の廃止予定時期について、資料を添付して伝わりやすくしてはどうか。

- 供給者の負担軽減を説明するにあたり、ナンバープレート交付代行者若しくは供給者サイドという表現があり、供給者が誰を指しているのか、どのような役割を果たしているのか、また、供給者の負担や交付代行者制度の仕組みが分かりづらいため、1. 2 ナンバープレートの現状とこれまでの取組において、ナンバープレートの交付代行者の制度を記載してはどうか。
- 2. 2 図柄ナンバープレート（地方版）の次回導入のあり方について、ご当地ナンバー導入時の台数要件の根拠として平成16年3月末の登録台数が少ない支局の数値を元に10万台以上と台数要件を定めたことを明記してはどうか。
- 全体を通して図柄ナンバープレートの目的について、「走る広告塔として地域の風景や観光資源を図柄とすることにより地域の魅力を全国に発信すること」と記載されているが、地域の風景や観光資源以外をデザインした図柄もあるため、「走る広告塔として、地域の魅力を全国に発信すること」に統一してはどうか。
- 図柄ナンバープレート（地方版）のデザイン提案にあたっては、デザイナーの活用に加えて、多数の自治体で行われている市民等への意向調査を踏まえて、市民等の参画を記載してはどうか。
- 2. 3 図柄ナンバープレート（全国版）について、図3に累計申込件数を追加して堅調に増加していることを示してはどうか。また、全国版を2種類として選択肢を増加させることによりユーザーのニーズに応えることが重要であり、このことが普及率の上昇につながるのではないか。
- 2. 4 既存の図柄ナンバープレートについて、アンケートの結果、ユーザーはフルカラー図柄しかない場合でも困らないことが判明したため、制度の持続性確保の観点からもモノトーン図柄を廃止する。その代わり全国版でモノトーン基調の図柄を導入し、ユーザーの選択肢を維持するという説明をしてはどうか。
- 2. 6. 1 図柄ナンバープレート（地方版）のスケジュールについて、導入希望の地

方自治体に対して「図柄のみ導入の場合」と「ご当地名及び図柄を導入する場合」の今後の流れが明確に伝わるように記載してはどうか。

- 3. 1. 1 図柄ナンバープレート（ふるさと版）（仮称）及び3. 2. 1 抽選番号取得者に対する寄付金制度の検討について、今後の継続検討課題であることから、課題を限定的に記載するのではなく、実現可能な仕組みにするためにはどのような課題があるのか全体を見通して幅広く記載してはどうか。
- 3. 2. 1 抽選番号取得者に対する寄付金制度の検討について、人気の抽選対象希望番号は、当選するまでに時間がかかることから、諸外国の事例を参考に倍率を低減する方法について、寄付金による方法に限定せず、今後検討を進めることを記載し、タイトルを3. 2の希望番号の新たな決定方法についてまとめてはどうか。

<議事4 その他について>

- 次回第7回検討会において、図柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査を議論するにあたり、中間取りまとめの今後の検討課題である図柄ナンバープレート（ふるさと版）に対する自治体の意向も調査項目として入れていただく必要がある。この時、自地域の図柄を他地域に交付できるという側面だけでなく、自地域においても他地域の図柄が交付される側面を希望調査に明示する案を示していただきたい。